

2002年12月17日

国民生活審議会消費者政策部会
部会長 落合 誠一 様
部会委員 各位

委員 加藤 真代
(主婦連合会 参与)

消費者行政の在り方について

消費者行政の枠組みに関しまして、以下のように考えますので、皆様方のご理解のもと、審議の中でお取り上げいただけますよう、お願い申し上げます。

ご高承のとおり、全国民個人の生命、健康を守り、安心、安全な消費生活を保障するための消費者行政は、内閣府国民生活局が担当されていますが、具体的な消費者政策の実施は、各省庁にわたっており、大所高所からの点検をされる消費者保護会議は、首相はじめ閣僚による極めて儀式的な会議体となっております。

主婦連合会は設立（1948）以来、消費者主権を願って、「生活省」を提唱し、昭和30年代には国会での議論となったこともあります。

また、第1次国民生活審議会（会長大原総一郎）の昭和41年11月4日「消費者保護組織および消費者教育に関する答申」の中では、次のように述べられています。

「消費者行政を強力かつ機動的に推進するため、各種制度やその運用を監視し、適切な助言を行いうるよう、現在の国民生活審議会の消費者保護部会を強化、拡充して、消費者保護の観点から機動的な建議などができるようにする必要があります。なお、将来は常勤委員をもった独立した委員会を設置することについても検討する必要があります。」以来36年、この間、その必要性が実感される事態は多発しております。

21世紀型消費者政策の枠組みとして、産業助成官庁から独立し、各官庁、公正取引委員会等に対してチェック機能と勧告権限をもつ独立した消費者政策のための委員会を新たに設置されることを要望致します。

以上

(参考)

平成13年1月以降、設置された又は設置が提案されている機関

1. 紛争調整委員会(平成13年10月1日施行)

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働関係紛争」といいます。)が増加しているが、民事の問題である個別労働関係紛争については、我が国においては最終的には裁判で解決されるべきものであるものの、現実の問題として、裁判には多くの時間と費用がかかり、また、労働者と事業主という継続的な人間関係を前提とした円満な解決のためには、労使慣行等をふまえた解決が図られることも重要なため、労働問題への専門性が高く、無料で個別労働関係紛争の解決援助サービスを提供する、全国レベルのセイフティ・ネットとして設置。

<個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律>

第六条

都道府県労働局に、紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条第一項のあつせんを行う機関とする。

2. 電気通信事業紛争処理委員会(平成13年11月30日設置)

電気通信事業者間における紛争の公正かつ簡易で迅速な解決を目的として新たに導入された斡旋及び仲裁手続の実施機関であるとともに、総務大臣からの諮問事項を審議する機関。

<電気通信事業法>

第三章の二 電気通信事業紛争処理委員会

第一節 設置及び組織

(設置及び権限)

第八十八条の二 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3. 配偶者暴力相談支援センター(平成14年1月業務開始)

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護等の業務を行う機関。

< 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 >

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

4．人権委員会（仮称）

人権救済、人権啓発、政府への助言等を所掌とする国家行政組織法 3 条 2 項の規定に基づく独立行政委員会として設置が提言されている。

所掌	人権救済，人権啓発，政府への助言。
構成	委員長 1 人，委員 4 人（うち非常勤 3 ）
任命	内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命。
独立性	委員長，委員の職権行使における独立性を保障。
事務局	事務局及びその地方組織を設置。

< 人権擁護法案 >

第五条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする人権委員会を設置する。

2 人権委員会は、法務大臣の所轄に属する。

5．食品安全委員会（仮称）（「今後の食品安全行政のあり方について」食品安全行政に関する関係閣僚会議 平成 14 年 6 月 11 日決定）

食品の安全に関するリスク評価を行う機関として新たに内閣府に設置。

（その他）

総合規制改革会議（「規制改革の推進に関する第 2 次答申」総合規制改革会議 平成 14 年 12 月 12 日決定）

今後の規制改革の推進に当たって（「新たなイニシアティブ」）

関係省庁に対する勧告権の総合規制改革会議への付与や成果主義の導入による、現在の規制改革推進体制の強化